

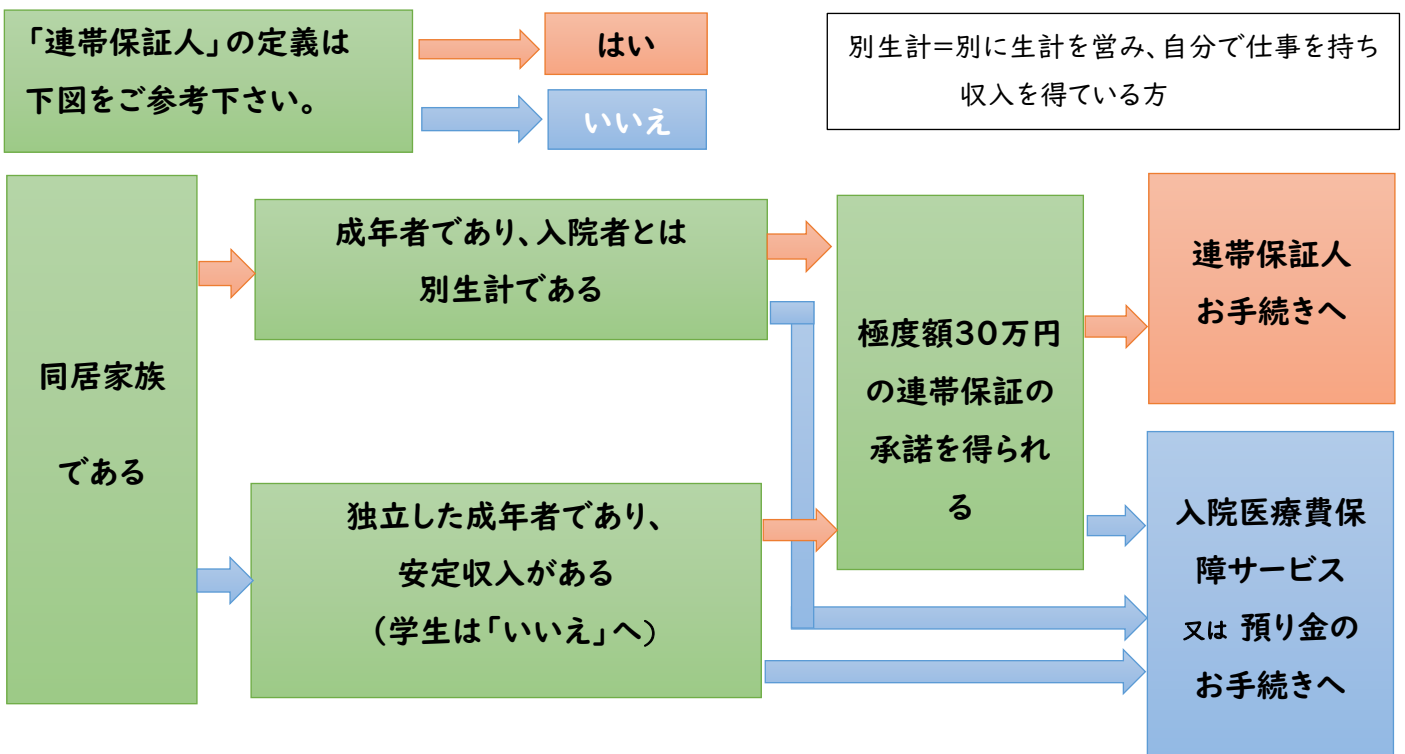
～～～【入院費お支払いの保証について】～～～

入院時手続きの際に、入院費お支払いの保証として、以下の3つから1つをお選び下さい。

□ 1. 連帯保証人による保証

⇒連帯保証人の署名がある「入院申込・保証書」を提出していただきます。

- ① 連帯保証人は、入院者の診療により生じる診療費、損害賠償その他の債務に従たるすべての債務について極度額 30 万円を上限として、入院者と連帯して支払いの責任が生じます。
- ② 連帯保証人は、成年者、かつ入院者とは原則として別生計を立てられている方をお願いします。
- ③ 連帯保証人欄は、やむを得ない場合を除き、入院者等による代筆は不可です。
- ④ 連帯保証人は入院者と連帯して債務を負うので、支払いの抗弁権はありません。
- ⑤ 連帯保証人は、入院者の支払い状況や請求内訳(医療費内訳)の説明を受ける権利があります。



□ 2. 「預り金」による保証

⇒預り金とは、当院が定めた金額を患者様から預かる保証金の一種で、退院時の入院費お支払いの時に精算いたします。

【預り金額】 保険診療：10万円 (入院当日、窓口会計で現金 10 万円をお預かりいたします。)

・連帯保証人を立てる必要はありません。

□ 3. 「入院医療費保証サービス」による保証

⇒入院医療費保証サービスとは、入院時に必要な連帯保証人の代行サービスです。“連帯保証人を頼める人がいない”“親戚が遠方で頼めない”“入院を知られたくない”などでお困りの方は、こちらをご利用いただけます。

【保証限度額】 30 万 円

【保証料】 クレジットカード払い 2,500 円

コンビニ払い 3,000 円（院内のコンビニよりお支払い可能です）

【保証期間】 最長 60 日間（入院が 60 日を超える場合には、再契約をお願いいたします）

【必要書類】 健康保険証

【保証会社】（株）ライフカード

【受付方法】 入院当日に 1 階「入退院支援センター」でお申し込みください。

※本サービスは、原則として予定入院の患者さまを対象としておりますが、休日や時間外入院の患者さまで本サービスの利用を希望される方は、入院日から 3 日以内に、1 階の「入退院支援センター」でお申し込みください。

【注意事項】

- ① 「患者様ご本人による申し込み」が困難な場合は、本サービスを利用する事ができません。
- ② 当院医療費の未払いがある場合は、お申込みできません。
- ③ お支払いいただいた保証料は、ご返金できません。
- ④ 保証料は、入院費用にあてることができません。
- ⑤ 万一ご契約者さまが入院費用のお支払いを延滞した場合、ご契約者さまに代わり(株)ライフカードが入院費用を立替払いします。ただし、(株)ライフカードが立替払いした入院費用は、後日、ご契約者さまへ請求させていただきます。



1人暮らしで頼める人がいない

親戚が遠方で頼めない

病気であることを知られたくない

知人に頼みづらい

＼これらの問題を解決します！／

入院医療費保証サービス

① 連帯保証人の選定をすることなくご入院いただけます